

福岡県公報

令和五年三月二十四日
第三百八十三号
増刊 ①

目次

条 例 (第三号一第二十二号)

○福岡県職員退職手当基金条例	(人事課)	四
○福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用に関する条例の一部を改正する条例	(生活安全課)	四
○福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例	(生活衛生課)	四
○福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	五
○福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	(医療指導課)	五
○福岡県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	五
○福岡県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 (子育て支援課)	(子育て支援課)	六
○福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	六
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	(児童家庭課)	七
○福岡県こども育成基金条例の全部を改正する条例	(児童家庭課)	八
○福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例の一部を改正する条例	(児童家庭課)	九
○福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(障がい福祉課)	九
○福岡県手話言語条例	(障がい福祉課)	九
○福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例	(畜産課)	一一

○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市総務課) ……一一

○福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課) ……一五

○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課) ……一六

○福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課) ……一六

○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部交通企画課) ……一六

○福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (警察本部交通規制課)

……一七

公布された条例のあらまし

◇福岡県職員退職手当基金条例

(総務部人事課)

1 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定を踏まえ、福岡県職員の退職手当に関する条例に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、福岡県職員退職手当基金を設置することとした。

2 一 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

二 この条例は、令和十五年五月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用に関する条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部生活安全課)

1 道路交通法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(保健医療介護部生活衛生課)

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒 812-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6-1 9 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

- 1 博物館法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部生活衛生課)

- 1 公衆浴場の形態が多様化している状況に鑑み、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められる場合における営業者が講じなければならない措置の基準の特例を見直すこととした。
- 2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療指導課)

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の制定による地域保健法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、第一条の二第四項第四号及び第五号の改正規定は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、自動車を行う場合における乗降時の子どもの所在確認等を義務付けるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

- 1 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

- 1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の制定に伴い、感染症や災害発生時における業務継続計画の策定等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部児童家庭課)

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、自動車を行う場合における乗降時の児童の所在確認等を義務付けるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県こども育成基金条例の全部を改正する条例

(福祉労働部児童家庭課)

- 1 子どもを安心して産み育てることができる地域社会づくりを積極的に推進するため、福岡県出産・子育て安心基金を設置することとした。
- 2 一 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部児童家庭課)

- 1 児童福祉法等の一部を改正する法律の制定による児童虐待の防止等に関する法律の一部改正に伴い、県による支援の対象となる市町村事業について改めることとした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障がい福祉課)

1 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定による児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県手話言語条例

(福祉労働部障がい福祉課)

1 ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現に寄与するため、手話が言語であるという認識の下、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定めることとした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

(農林水産部畜産課)

1 家畜伝染病予防法第三条の二第六項の規定に基づく豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更に伴い、登録飼養衛生管理者が実施する豚熱予防注射に係る予防液の交付手数料について定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の制定による建築基準法の一部改正等に伴い、建築物の容積率の特例認定申請手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、別表七九の項及び八〇の項の改正規定並びに附則第二項の規定は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 警察統計に関する事務の一部を警務部の分掌事務とすること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課)

1 児童福祉法等の一部を改正する法律の制定による児童福祉法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例中第十三条第一項第五号の改正規定は令和五年四月一日から、同項第二号の改正規定は令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部交通企画課)

1 道路交通法の一部を改正する法律の制定及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、特定自動運行の許可に関する事務が新設されたこと等に伴い、当該許可の申請に対する審査等に係る手数料について必要な事項を定めることとした。

2 一 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(警察本部交通規制課)

1 道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則の制定による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に

関する基準を定める規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

条例

福岡県職員退職手当基金条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三号

福岡県職員退職手当基金条例

(設置)

第一条 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年福岡県条例第四十号)の制定を踏まえ、福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県職員退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和十五年五月三十一日限り、その効力を失う。

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四号

福岡県自転車(以下「自転車」という。)の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例の一部を改正する条例

福岡県自転車(以下「自転車」という。)の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例(令和二年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第五号

福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(福岡県旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 福岡県旅館業法施行条例(昭和三十五年福岡県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号及び第二項の表四の項中「及び第二十九条」を削り、「及びこ

れに相当する施設」を「又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号

)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一項中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

(九州歴史資料館条例の一部改正)

第三条 九州歴史資料館条例(昭和六十年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正

する。

第四条第一項中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第六号

福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

福岡県公衆浴場法施行条例(昭和六十三年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(措置の基準の特例)

第七条 個室公衆浴場の営業者が、設備の形態その他の理由により、第五条第二項第二号イに掲げる措置の基準(第四条第二項第一号に規定する措置に限る。)により難しい場合であつて、知事が公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、当該措置の基準の全部又は一部を適用しないことができる。

2 個室公衆浴場以外のその他の公衆浴場の営業者が、設備の形態その他の理由により、次の各号に掲げる措置の基準により難しい場合であつて、知事が公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、当該措置の基準の全部又は一部を適用しないことができる。

一 第五条第三項第一号イに掲げる措置の基準(第四条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第十号までに規定する措置に限る。)

二 第五条第三項第一号ロに掲げる措置の基準

三 第五条第三項第二号イに掲げる措置の基準(第四条第二項第一号及び第四号に規定する措置に限る。)

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第七号

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

正する条例

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例(昭和三十七年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第四項第四号中「第六条の二第三項」を「第七条第二項」に改め、同項第五号中「母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第二十二条に規定する母子健康包括支援センター」を「児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター」に改め、同項第六号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条の二第四項第四号及び第五号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県条例第八号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例
福岡県認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年福岡県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行うときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

八 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の福岡県認定こども園の認定要件に関する条例（以下「新条例」という。）第八条第八号に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて新条例第八条第七号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

福岡県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第九号

福岡県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

福岡県子ども・子育て会議条例（平成二十五年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十号

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
第六条第六項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

7 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第七条第三項中「次条第八項」を「次条第九項」に改める。
第八条第八項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

9 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。
第十五条の表第十二条の項を次のように改める。

第十二条第一項		利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
及び	並びに		

第十五条の表第二十條第一項の項中「（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同表第二十條の第二項の項中「園長」を「就学前保育等推進法第十四條第一項に規定する園長（以下「園長」という。）」に改める。

附則第四条及び第五条中「第七条」を「第八条」に改める。

附則第九条を附則第十條とし、附則第八條を附則第九條とする。

附則第七條中「前二條」を「前三條」に、「又は知事」を「知事」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに知事」を「知事」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同條を附則第八條とする。

附則第六條の次に次の一條を加える。

第七條 第六條第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第六條第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県条例第十一号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六條の次に次の二條を加える。

（安全計画の策定等）

第六條の二 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童遊園に限る。）及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次條において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第六條の三 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の

際に限る。)を行わなければならない。
第九条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。
- 第十二条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第十二条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援

の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十三条第二項中「必要な措置を講ずる」を、「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附則第五条中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の下に「(以下この条において「看護師等」という。)」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- (安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第六条の二(保育所に係るものを除く。)の規定の適用については、同条中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 新条例第六条の三第二項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

福岡県子ども育成基金条例の全部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十二号

福岡県出産・子育て安心基金条例

福岡県子ども育成基金条例(平成十年福岡県条例第六号)の全部を改正する。

(設置)

- 第一条** 子どもを安心して産み育てることができる地域社会づくりを積極的に推進するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県出産・子育て安心基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第二条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

- 第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることがで

きる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正前の福岡県子ども育成基金条例に基づく基金に属する現金及び有価証券は、この条例に基づく基金に属するものとする。

福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十三号

福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例の一部を改正する条例

福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例(令和四年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「地域子育て支援拠点事業」の下に「、同条第七項に規定する

一時預かり事業」を、「子育て援助活動支援事業」の下に「、同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業、同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業」を加える。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十四号

福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条、第十条、第十四条及び第十八条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県手話言語条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十五号

福岡県手話言語条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 手話を使用しやすい環境の整備(第八条―第十八条)

附則

障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）において、言語には手話その他の形態の非音声言語が含まれることが明記され、また、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）においても、言語には手話が含まれることが明記されている。

一方で、我が国では、過去の一時期にろう学校において手話の使用が制限されるなど、手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があり、手話が言語であることに對する理解が十分であるとは言えない。

手話は言語であり、意思疎通にとどまらず、豊かな思考と人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を送るために無くてはならない文化的所産である。

こうした認識の下、手話を言語として明確に位置づけるとともに、ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もつてろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 聴覚障がいのある人 聴覚の機能が障がいがある者であつて、当該障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 ろう者 聴覚障がいのある人のうち、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者をいう。

三 聴覚障がいのある児童等 聴覚障がいのある人のうち、幼児、児童又は生徒をいう。

四 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第五号に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(基本理念)

第三条 手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であるという認識の下、ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現を旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、基本理念に対する県民の理解を深めるため、必要な啓発を行うものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念について理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

第二章 手話を使用しやすい環境の整備

(施策の推進)

第八条 県は、基本理念にのっとり、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、ろう者及び手話通訳者等の意見を聴くものとする。

(手話を獲得する機会の確保等)

第九条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、聴覚障がいのある人が乳幼児期からその家族等とともに手話を獲得し、又は習得する機会を確保するよう努めるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第十条 県は、県民が手話を学ぶ機会を確保するよう努めるものとする。

2 県は、その職員が手話に対する理解を深めることができるよう、手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(手話を用いた情報発信)

第十一条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに取得することができるよう、必要に応じて、情報通信技術を活用した手話を用いて情報発信を行うものとする。

(手話通訳者の確保、養成等)

第十二条 県は、ろう者が手話通訳者の派遣等意思疎通を図るための支援を受けられるよう、市町村その他の関係機関と連携して、手話通訳者及びその指導者の確保、養成並びに手話技術及び専門性の向上に対する支援に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第十三条 聴覚障がいのある児童等が通学する学校の設置者は、聴覚障がいのある児童等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話の習得及び習得した手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

2 聴覚障がいのある児童等が通学する学校の設置者は、聴覚障がいのある児童等及びその家族等に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談支援の取組)

第十四条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、聴覚障がいのある人及びその家族等に対して、乳幼児期からの切れ目ない相談支援体制の整備を図るものとする。

(事業者への支援)

第十五条 県は、事業者が行う第七条の取組に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究等への協力)

第十六条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究及びその成果の普及に協力するものとする。

(災害時における措置)

第十七条 県は、災害その他の非常事態において、ろう者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町村その他の関係機関と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十六号

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県農林水産関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二〇の二の項中「知事認定獣医師」の下に「又は登録飼養衛生管理者」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十七号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表一八の項の次に次のように加える。

一八の二	建築基準法第五十二條第六項第三号の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	一件につき	二七、〇〇〇円	申請のとき
------	--	-------------------	-------	---------	-------

別表一九の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「**一**」及び「**二**」という。）を削り、同表二三の項中「第五十五條第三項各号」を「第五十五條第三項又は第四項各号」に改め、同表二五の二の項の次に次のように加える。

二五の三	建築基準法第五十八條第二項の規定による高度地区内における建築物の高さの許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの許可申請手数料	一件につき	一六〇、〇〇〇円	申請のとき
------	--	-------------------------	-------	----------	-------

別表三八の項中「既存建築物を除く」を「建築等（建築基準法第八十六條第一項に規定する建築等という。三八の三の項において同じ。）をするものに限る」に改め、同表三八の三の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表三九の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等（同項に規定する増築等という。以下この項から三九の三の項までにおいて同じ。）の」に、「建築認定申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料」に、「を除く」を「以外の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る」に改め、同表三九の二の項中「の建築物の」の下に「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」を加え、「を除く」を「以外の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る」に改め、同表三九の三の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「建築許可申請手数料」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等許可申請手数料」に、「を除く」を「以外の新築又は一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る」に改め、同表

七九の項及び八〇の項を次のように改める。

七九	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項及び次項において「法」という。）第五十三條第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請のとき	一 一戸建ての住宅、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であつて人の居住の用に供する部分（住戸部分及び住宅の共用部分（共同住宅の共用廊下、共用階段その他の知事が認める部分を含む。）をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）以外の部分を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。）又は複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第一條第一項第一号に規定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち人の居住の用に供する部分の認定の申請の場合（第三号及び第四号の場合を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額 イ 次に掲げる認定の申請に係る建築物の住戸の数の合計の区分に応じそれぞれ次に定める金額 (1) 一戸 一件につき 四〇、〇〇〇円 （国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、二〇、〇〇〇円、適合証（低炭素建築物新築等計画が法第五十四條第一項各号（法第五十五條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関（建築基準法第七十七條の二十一第一項に規定するものを含む。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五條に規定するものを含む。）が証明した書類をいう。以下この項において同じ
----	---	--------------------	-------	--

- 。の提出があるときは、五、〇〇〇円
 (2) 一戸を超え、五戸以内
 一件につき 八一、〇〇〇円
 (国土交通大臣が定める簡易な
 計算法を用いたときは、三八、
 〇〇〇円、適合証の提出がある
 ときは、一一、〇〇〇円)
- (3) 五戸を超え、十戸以内
 一件につき 一一四、〇〇〇円
 (国土交通大臣が定める簡易な
 計算法を用いたときは、五六、
 〇〇〇円、適合証の提出がある
 ときは、一八、〇〇〇円)
- (4) 十戸を超え、二十五戸以内
 一件につき 一六〇、〇〇〇円
 (国土交通大臣が定める簡易な
 計算法を用いたときは、八〇、
 〇〇〇円、適合証の提出がある
 ときは、三一、〇〇〇円)
- (5) 二十五戸を超え、五十戸以内
 一件につき 二三一、〇〇〇円
 (国土交通大臣が定める簡易な
 計算法を用いたときは、一二一、
 〇〇〇円、適合証の提出があ
 るときは、五二、〇〇〇円)
- (6) 五十戸を超え、百戸以内
 一件につき 三三一、〇〇〇円
 (国土交通大臣が定める簡易な
 計算法を用いたときは、一八三、
 〇〇〇円、適合証の提出があ
 るときは、九四、〇〇〇円)
- (7) 百戸を超え、二百戸以内
 一件につき 四四八、〇〇〇円
 (国土交通大臣が定める簡易な
 計算法を用いたときは、二六一、
 〇〇〇円、適合証の提出があ
 るときは、一四九、〇〇〇円)
- (8) 二百戸を超え、三百戸以内
 一件につき 五八八、〇〇〇円

- (9) 三百戸を超えるとき
 一件につき 六九一、〇〇〇円
 (国土交通大臣が定める簡易な
 計算法を用いたときは、三八四、
 〇〇〇円、適合証の提出があ
 るときは、二〇一、〇〇〇円)
- ロ 次に掲げる認定の申請に係る建
 築物の住宅の共用部分の面積の合
 計の区分に応じそれぞれ次に定め
 る金額
- (1) 三百平方メートル以内
 一件につき 一二八、〇〇〇円
 (適合証の提出があるときは、
 一一、〇〇〇円)
- (2) 三百平方メートルを超え、二
 千平方メートル以内
 一件につき 二一二、〇〇〇円
 (適合証の提出があるときは、
 三一、〇〇〇円)
- (3) 二千平方メートルを超え、五
 千平方メートル以内
 一件につき 三三〇、〇〇〇円
 (適合証の提出があるときは、
 九四、〇〇〇円)
- (4) 五千平方メートルを超え、一
 万平方メートル以内
 一件につき 四二四、〇〇〇円
 (適合証の提出があるときは、
 一四九、〇〇〇円)
- (5) 一万平方メートルを超え、二
 万五千平方メートル以内
 一件につき 五〇七、〇〇〇円
 (適合証の提出があるときは、
 一八九、〇〇〇円)
- (6) 二万五千平方メートルを超え
 るとき
 一件につき

五九〇、〇〇〇円
 (適合証の提出があるときは、
 二二六、〇〇〇円)

二 非住宅建築物(非住宅の部分(人の居住の用に供する部分以外の部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)のみを有する建築物をいう。次項において同じ。)又は複合建築物の非住宅の部分の認定の申請の場合(次号及び第四号の場合を除く。))
 次に掲げる非住宅の部分の面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める金額(非住宅の部分に関する外皮の評価を要さない場合は、その面積の合計を前号の住宅の共用部分の面積の合計とみなして同号の規定を適用して得た金額)
 イ 三百平方メートル以内 一件につき 二八四、〇〇〇円
 (国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一一三、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、一一、〇〇〇円)

ロ 三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内 一件につき 四五二、〇〇〇円
 (国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一八五、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、三一、〇〇〇円)

ハ 二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内 一件につき 六四四、〇〇〇円
 (国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、二九五、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、九四、〇〇〇円)

ニ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内 一件につき 七九〇、〇〇〇円
 (国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、三八三、〇〇〇円)

八〇	法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	申請のとき
		<p>〇〇円、適合証の提出があるときは、一四九、〇〇〇円)</p> <p>ホ 一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内 一件につき 九三一、〇〇〇円 (国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、四五八、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、一八九、〇〇〇円)</p> <p>ヘ 二万五千平方メートルを超えるとき 一件につき 一、〇六三、〇〇〇円 (国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、五三七、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、二三六、〇〇〇円)</p> <p>三 複合建築物の全体の認定の申請の場合(次号の場合を除く。)) 当該建築物の住戸の数の合計を第一号イの住戸の数の合計と、当該建築物の住宅の共用部分の面積の合計を同号ロの住宅の共用部分の面積の合計とそれぞれみなして同号の規定を適用して得た金額及び当該建築物の非住宅の部分の面積の合計を前号の非住宅の部分の面積の合計とみなして同号の規定を適用して得た金額を合計した金額</p> <p>四 法第五十四条第二項の規定による申出がある場合 前三号の規定による金額に、五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額</p>	

附 則
(施行期日)
 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表七九の項及び八〇の項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 2 この条例の施行の日前に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第

	<p>積の合計とそれぞれみなして同号の規定を適用して得た金額を二で除して得た金額</p> <p>二 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅の部分の変更の認定の申請の場合（次号及び第四号の場合を除く。）</p> <p>当該変更の認定の申請に係る建築物の非住宅の部分の面積の合計を前項第二号の非住宅の部分の面積の合計とみなして同号の規定を適用して得た金額を二で除して得た金額</p> <p>三 複合建築物の全体の変更の認定の申請の場合（次号の場合を除く。）</p> <p>当該変更の認定の申請に係る建築物の住戸の数の合計を前項第一号イの住戸の数の合計と、当該変更の認定の申請に係る建築物の住宅の共用部分（当該部分に係る変更がない場合は、当該部分は、ないものとみなす。）の面積の合計を同号の住宅の共用部分の面積の合計とそれぞれみなして同号の規定を適用して得た金額及び当該変更の認定の申請に係る建築物の非住宅の部分（当該部分に係る変更がない場合は、当該部分は、ないものとみなす。）の面積の合計を同項第二号の非住宅の部分の面積の合計とみなして同号の規定を適用して得た金額を合計した金額を二で除して得た金額</p> <p>四 法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第二項の規定による申出がある場合</p> <p>前三号の規定による金額に、五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額</p>

八十四号）第五十三条第一項の規定による認定の申請が行われた低炭素建築物新築等計画に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料については、なお従前の例による。

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十八号

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（福岡県立学校職員定数条例の一部改正）

第一条 福岡県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、三二〇人」を「五、三二五人」に、「四五八人」を「四六五人」に、「二三一人」を「二二六人」に、「五、九九九人」を「六、〇〇六人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、八七一人」を「一、九四七人」に、「六〇人」を「六二人」に、「一、九六五人」を「二、〇四三人」に改める。

（福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和三十九年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員の項中「一五、一一一人」を「一五、四二五人」に、「六七三人」を「六七二人」に、「七七九人」を「七七六人」に、「一六、七八五人」を「一七、〇九五入」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「二二二人」を「二二九人」に、「二二六人」を「二四三人」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十四日
福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十九号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条総務部の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 留置施設に関すること。

第三条警務部の項中第八号を次のように改める。

八 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（福岡県留置施設視察委員会条例の一部改正）

2 福岡県留置施設視察委員会条例（平成十九年福岡県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「警務部留置管理課」を「総務部留置管理課」に改める。

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十号

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「及び医療型児童発達支援」を削り、同項第五号中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの」を「第三十一条第

二項に規定する指定施設」に改める。

附則

この条例中第十三条第一項第五号の改正規定は令和五年四月一日から、同項第二号の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十一号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（特定自動運行に関する手数料）

第十二条の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を申請のときに納付しなければならない。

一 道路交通法第七十五条の十二第一項の規定による特定自動運行の許可を受けようとする者 特定自動運行許可申請手数料

二 道路交通法第七十五条の十六第一項の規定による特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者 特定自動運行計画変更許可申請手数料

2 前項の手数料の額は、次の表の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

手数料の種別	手数料の額
一 特定自動運行許可申請手数料	七九、二〇〇円
二 特定自動運行計画変更許可申請手数料	七八、五〇〇円

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

2 福岡県領収証紙条例(昭和三十九年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三十四号中「第十二条の二第一項」の下に「、第十二条の三第一項」を加える。

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十二号

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(平成二十四年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。